

6 飯 総 総 第 180 号

令 和 6 年 7 月 16 日

飯塚市議会議長 江 口 徹 様

飯塚市長 武 井 政 一



令和5年度政務活動費収支・実績報告書についての審査報告書
について(送付)

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飯塚市条例第29号)第11条第3項の規定に基づき、飯塚市政務活動費審査会から審査報告書が提出されましたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり送付します。

本審査報告において、いくつかの意見・要望が述べられておりますので、当該意見等の内容につきご検討いただきますようお願いいたします。



令和5年度
政務活動費収支・実績報告書
についての審査報告書

令和6年7月
飯塚市政務活動費審査会

1 審査概要

(1) 対象年度 令和5年度(令和5年5月～令和6年3月)

(2) 対象者 2会派24議員

① 2会派

- ・市民クラブ (坂平末雄議員、瀬戸元議員)
- ・未来いづか (江口徹議員)

② 24議員

- ・上野伸五議員(※1)
- ・奥山亮一議員
- ・兼本芳雄議員
- ・城丸秀高議員
- ・田中博文議員
- ・道祖満議員
- ・秀村長利議員
- ・光根正宣議員
- ・守光博正議員(※2)
- ・小幡俊之議員
- ・鯉川信二議員
- ・田中武春議員
- ・田中裕二議員
- ・藤堂彰議員
- ・深町善文議員
- ・吉田健一議員
- ・石川華子議員(※3)
- ・金子加代議員
- ・佐藤清和議員
- ・田中英美議員
- ・土居幸則議員
- ・永末雄大議員
- ・藤間隆太議員
- ・吉松信之議員

※1 上野伸五議員は令和5年10月議員辞職(令和5年5月～同年10月)

※2 守光博正議員は令和5年11月議員辞職(令和5年5月～同年11月)

※3 石川華子議員は令和5年11月議員当選(令和5年12月～令和6年3月)

審査会会議日程・内容

回	期日	場所	内容
1	5月17日	飯塚市役所 多目的ホール	審査方法確認、審査日程調整、報告書の審査
2	5月27日	飯塚市役所 多目的ホール	報告書の審査
3	5月31日	飯塚市役所 多目的ホール	報告書の審査
4	6月10日	飯塚市役所 多目的ホール	審査報告書原案の協議
5	6月26日	飯塚市役所 多目的ホール	審査報告書原案の協議、決定

2 審査方法

本審査会は、地方自治法(以下「法」という。)、飯塚市議会政務活動費交付に関する条例(以下「条例」という。)、同条例施行規則及び条例により定められた飯塚市議会政務活動費使途基準(以下「使途基準」という。)並びに飯塚市職員等旅費条例(以下「旅費条例」という。)及び同条例施行規則を基本的な判断基準として、飯塚市議会の会派又は議員の政務活動費が法及び関係条例に定める各条項に則って適正に支出されているかどうかについて厳正かつ慎重に審査した。

審査対象は、2会派と24議員から提出された令和5年度政務活動費収支・実績報告書、領収書及び政務活動費支出に係る証拠書類(写しの綴り)等であって、審査は原則として、次の順序、方法により行った。

(1) 審査順序

審査は、収支・実績報告書綴りの前から順番に行う。

(2) 書面審査

委員各自が収支・実績報告書の記載事項について、使途基準と照らし合わせ、疑問点を抽出し、協議のうえ、支出の適否を審査する。

(3) 文書、口頭による説明依頼

協議の結果、疑問点が解明できない場合は、審査会は、議会事務局を通じて、文書での説明依頼を行うこととし、文書での回答を求めるものとする。ただし、審査会が認める場合は、口頭での処理を認めるものとする。

(4) 事情聴取

口頭説明又は文書回答によってもなお疑問点が解明できないとき、口頭説明又は文書回答に応じないときは、審査会は、議会事務局を通じて報告者本人の出席を求め、出席に応じた報告者に対し、委員が質問する。

3 指摘事項(項目ごと)

2会派と24議員から提出された令和5年度政務活動費収支・実績報告書では、支出額0円の6議員がいるため、実質審査したのは2会派と18議員となる。

支出項目ごとの支出状況と審査による注意点は、以下のとおりである。

(1) 研究研修費

状況)研究研修費の支出は、1会派と5議員である。その内訳は、県内外において開催された研究会、セミナー、シンポジウム等の参加費、交通費、宿泊費、その他の経費(日当、文具代、駐車場代等)である。このうち、複数参加及び宿泊を伴う研究研修会、セミナー等の参加を挙げると、1会派と1議員参加の「輝け議

会！！対話による地方議会活性化フォーラムin飯塚」(R5.7.29)、1議員による「全国若手議員の会 総会&研修会in宮崎」(R5.8.21~22)、1会派と3議員参加の「第28回清溪セミナー」(R5.10.16~18)、1会派と2議員参加の「土山希美枝先生研修会」(R6.2.2)であり、交通費、宿泊費、日当等はすべて旅費条例に基づいて支出されており、収支報告上の金額に誤りはない。また、参加費等のその他の経費においても必要な領収書はすべて添付されている。

なお、研究研修費の全支出金額は650,268円、支出割合は全体の12.11%で前年度分(令和4年度分政務活動費項目・科目別支出状況)と比較し、増加している【表2「令和5年度分 政務活動費項目・科目別支出状況一覧表」参照】。

1会派と3議員については宿泊を伴う研修であり、使途基準に基づき、「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)を準用した報告書が提出されている。

また、宿泊を伴わない研修会への参加についても、使途基準に照らせば提出の必要はないが、「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)を準用した報告書が一部議員より提出されている。

(2) 調査旅費

状況)調査旅費の支出は、1会派である。その内訳は1議員による1泊2日の「清溪セミナー(三豊市・東かがわ市視察)」(R6.1.31~R6.2.1香川県三豊市、同県東かがわ市)であり、使途基準に基づき、「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)が提出されている。これに要する経費は、旅費条例による交通費、宿泊費、その他の経費(日当等)の支出であって、収支報告上の金額に誤りはなく、その他の経費としての参加費の領収書が添付されている。

なお、調査旅費の全支出金額は51,220円、支出割合は全体の0.95%である。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、令和2年度から令和4年度まで支出がなかった【表2参照】。

(3) 資料作成費

状況)資料作成費の支出は2会派と1議員のみで、その内訳は、事務機器等購入費(パソコン(中古品)、複合機及びプリンター等)、その他の経費としての消耗品費(プリンタインク及びパソコン修理費等)及び資料作成のためのコピー代であり、領収書(クレジットカード領収書を含む。)はすべて添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

なお、資料作成費の全支出金額は102,953円、支出割合は全体の1.92%で前年

度分より大幅に増加している。

(4) 資料購入費

状況)資料購入費の支出は、1会派と11議員であり、その内訳は書籍購入費等、新聞購読料(機関紙を含む。)、である。いずれも領収書(自宅用新聞代を含む。)はすべて添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

なお、資料購入費の全支出金額は387,872円、支出割合は全体の7.22%で前年度分より増加している【表2参照】。

(5) 広報費

状況)広報費の支出は、1会派と12議員である。

その内訳は、ほとんどが広報紙(議会活動報告書等)の印刷製本費とその送料、報告会の会場借上料及びその他の経費(封入等、ポストイニング代)であり、すべて領収書は添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

なお、広報費の全支出金額は4,158,501円、支出割合は全体の77.44%で、前年度より支出金額は1,731,620円減少しており、支出割合では11.56ポイント減少している【表2参照】。

(6) 広聴費

状況)広聴費(会場費、印刷製本費)の支出は、1会派と2議員であり、その内訳は施設使用料とチラシのコピー代等である。いずれも領収書はすべて添付されており、収支報告上の金額に誤りはない。

なお、広聴費の全支出金額は19,450円、支出割合は全体の0.36%で前年度分より増加している【表2参照】。

参考までに、令和5年度政務活動費広報費のうち、広報紙作成費用の支出状況は、次頁のとおりである。

(表1) 令和5年度政務活動費広報費(広報紙作成費用)支出状況

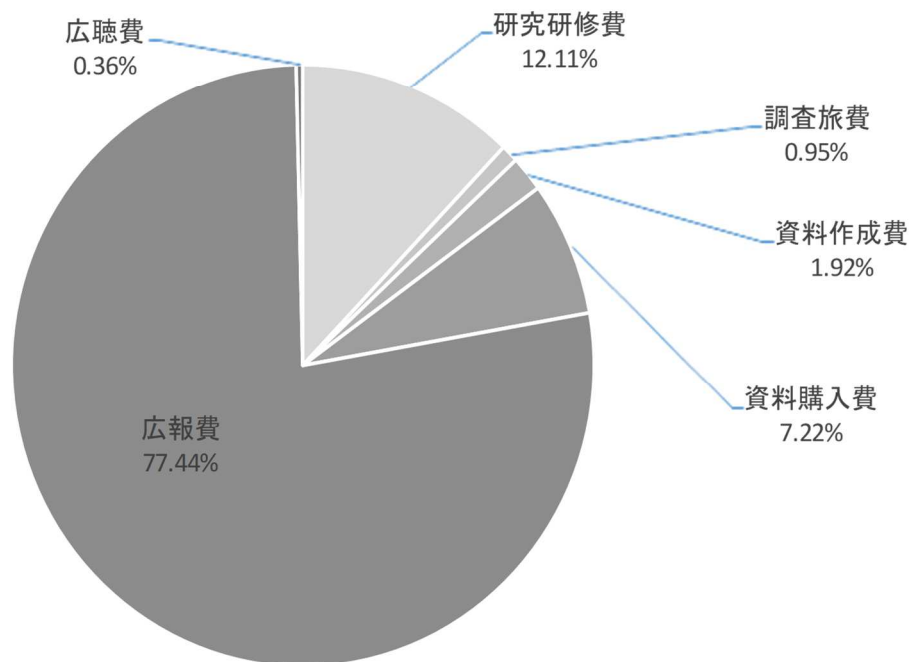
議員又は会派		印刷製本費					備考
		単価(税込)	作成部(枚)数	合計	1枚当たり単価	1面当たり単価	
A	①	19.80円	2,000部(枚)	39,600円	9.90円	4.95円	A4×1枚の2面(カラー)
B	②	7.72円	2,000部(枚)	15,454円	7.72円	3.86円	A4×1枚の2面(カラー)
	③	7.72円	2,000部(枚)	15,454円	7.72円	3.86円	A4×1枚の2面(カラー)
	④	6.82円	2,000部(枚)	13,641円	6.82円	3.41円	A4×1枚の2面(カラー)
C	⑤	5.55円	8,000部(枚)	44,380円	5.55円	2.78円	B5×2枚の4面(カラー)
	⑥	5.60円	8,000部(枚)	44,831円	5.60円	2.80円	B4×1枚の2面(カラー)
	⑦	5.71円	6,000部(枚)	34,276円	5.71円	2.86円	B4×1枚の2面(カラー)
	⑧	5.96円	6,000部(枚)	35,772円	5.96円	2.98円	B4×1枚の2面(カラー) 封筒2000部含む
D	⑨	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑩	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑪	42.90円	2,000部(枚)	85,800円	21.45円	10.73円	A4×2枚の4面(カラー)
E	⑫	23.10円	5,000部(枚)	115,500円	11.55円	5.78円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑬	23.10円	5,000部(枚)	115,500円	11.55円	5.78円	A4×2枚の4面(カラー)
F	⑭	3.94円	2,000部(枚)	7,890円	3.94円	1.97円	A4×1枚の2面(カラー)
	⑮	3.94円	2,000部(枚)	7,890円	3.94円	1.97円	A4×1枚の2面(カラー)
G	⑯	19.96円	6,500部(枚)	129,800円	4.99円	2.50円	B5×4枚の8面(2色刷り)
	⑰	18.85円	7,000部(枚)	132,000円	4.71円	2.36円	B5×4枚の8面(2色刷り)
H	⑱	4.75円	6,000部(枚)	28,510円	4.75円	2.38円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑲	7.39円	5,000部(枚)	36,990円	7.39円	3.70円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑳	6.83円	4,500部(枚)	30,740円	6.83円	3.42円	A4×2枚の4面(カラー)
	㉑	7.23円	4,000部(枚)	28,920円	7.23円	3.62円	A4×2枚の4面(カラー)
I	㉒	12.93円	6,500部(枚)	84,045円	6.47円	3.23円	A4×2枚の4面(カラー)
J	㉓	72.30円	3,000部(枚)	216,900円	36.15円	18.08円	A4×2枚の4面(カラー)
K	㉔	10.00円	6,000部(枚)	60,000円	10.00円	5.00円	A4×1枚の2面(カラー)
	㉕	10.63円	4,000部(枚)	42,542円	10.63円	5.32円	A4×1枚の1面(カラー)
	㉖	10.67円	8,000部(枚)	85,376円	10.67円	5.34円	A4×1枚の2面(カラー)
	㉗	14.44円	18,000部(枚)	260,000円	14.44円	7.22円	A4×2枚の4面(カラー)
L	㉘	32.45円	5,300部(枚)	171,985円	16.23円	8.11円	A4×2枚の4面(カラー)
M	㉙	4.29円	25,000部(枚)	107,250円	4.29円	2.15円	B4×1枚の2面(カラー)

※議会事務局より提出されたものを、報告書掲載に当たり一部加工

以上、審査した2会派と24議員の令和5年度分政務活動費収支・実績報告書の項目別支出金額及びその割合を集計すると【表2】のとおりである。

(表2) 令和5年度分政務活動費項目・科目別支出状況一覧表

項目	科目	金額	支出割合	備考
研究研修費	会場費	0	0.00%	
	講師謝礼金	0	0.00%	
	出席者負担金・会費	194,762	3.63%	各種セミナー等
	交通費	278,146	5.18%	
	宿泊費	131,700	2.45%	
	その他の経費	45,660	0.85%	日当、食事代等
	計	650,268	12.11%	
調査旅費	交通費	29,320	0.55%	
	宿泊費	13,300	0.25%	
	その他の経費	8,600	0.16%	
	計	51,220	0.95%	
資料作成費	印刷製本費	0	0.00%	
	翻訳料	0	0.00%	
	事務機器等購入費	34,036	0.63%	パソコン・プリンタ等
	リース代	0	0.00%	
	その他の経費	68,917	1.28%	コピー代等
	計	102,953	1.92%	
資料購入費	資料購入費	387,872	7.22%	書籍代
広報費	広報費等印刷製本費	2,306,304	42.95%	活動報告
	送料	1,461,311	27.21%	活動報告送料
	会場費	9,480	0.18%	議会報告会
	その他の経費	381,406	7.10%	封入作業代、封筒代等
	計	4,158,501	77.44%	
広聴費	会場費	8,080	0.15%	意見交換会
	印刷製本費	11,370	0.21%	
	その他の経費	0	0.00%	
	計	19,450	0.36%	
支出計		5,370,264	100.00%	



※表中の金額は、政務活動費を充当していない経費614,669円を含む。

審査結果は、次のとおりである。

- ・ 2会派と24議員のうち、6議員が計上支出額0円で全額返還。
- ・ 1会派と7議員が総交付額を超えた支出あり。
- ・ 1会派と11議員は残余金を返還している。

支出した会派と議員の中で、条例第13条第2項に定める「第7条に定める経費の範囲を超える支出があると指摘」されるものではなく、政務活動費の返還を求めなければならない対象者はいない。また、すべての項目における収支計算及び残額計算においても議会事務局との確認のもと精査したが、金額的な誤りはなく、定額支給を除きすべての支出において領収書が添付されている。

4 審査会意見(まとめ)

本審査会は、法及び条例によって規定されている用途基準に基づいて、2会派と24議員から提出された収支・実績報告書及びそれに係る証拠書類等を逐次、すべてを確認し、支出項目・科目ごとに、その支出経費の「適否」を審査した。

本年度においては、政務活動費として「明らかに不適切」だと思われるような支出はなかった。また、支出金額やその証明(領収書等)も誤りはなく、これまで審査会が指摘した注意点及び改善点についても、各議員及び会派の理解が得られて、大部分が履行されている。従って、政務活動費の支出については適正であり、収支・実績報告書についても全体として「良好」であると考ええる。

しかしながら、今回の審査を通じて、さらなる改善をお願いしたい点等要望を附帯意見として以下のとおり述べる。

(1) 政務活動費支出0円の議員について

令和5年度においても、政務活動費の交付を受けた会派、議員のうち、6議員において、政務活動費の支出が0円とされている。そのうち1議員は4年連続、別の1議員は2年連続で、政務活動費の支出がない。

政務活動費については、各会派、各議員の議員活動の自由を最大限尊重しつつ、条例の趣旨に則った支出がなされることが望ましい。かかる観点からは、政務活動費の支出が0円であることは、望ましい姿とは言い難い。

昨年もこの点について注意を促したが、政務活動費は、市政の発展のために寄与すること及び議会を活性化させることを目的として支出されるものであり、なお一層積極的に活用されることを重ねて要望する。

なお、昨年に引き続き、委員の中には政務活動費の支出と市政の発展への寄与及び議会の活性化は関連がなく、政務活動費の支出がないことは税金の節

約という観点から有益だという意見もあった。

税金の無駄遣いは許されないという後者の意見も十分に傾聴に値する意見である。問題は、政務活動費を使ったかどうかではなく、政務活動費の交付の意味するところが十全に果たされているのか否かということにある。飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例第2条には以下のとおり定められている。

「第2条 会派又は議員は、この政務活動費が市民による信託に支えられていることを厳粛に受け止め、その使途に関して疑いを持たれることのないように説明責任を果たすとともに、この活動による成果が市政の発展に寄与するように努めなければならない。」

政務活動費は、議員の政務活動が市政の発展に寄与することを目的として交付される。従って、この問題の当否は、政務活動費を支出したか否かというだけではなく、個々の議員の政務活動が、市政の発展に寄与しているのか否かという観点から判断されるべきことがらである。本審査会は、その点について結論を出すものではなく、有権者の判断に委ねるものである。

(2) 研修研究費支出の報告書について

宿泊を伴わない研修等については、その報告書の提出は必ずしも義務ではないものの、政務活動費としての研究研修費の趣旨に鑑み、できる限り報告書を提出していただくよう令和3年に要望していた。令和5年度分も、宿泊を伴わない研修について報告書が提出され、本審査会の意見を尊重した使途基準の運用がなされている。今後も研修で得られた知見等について積極的に公表していただき、議会活動へ反映されるよう求めるものである。

また、先に述べたように、議員が研修に参加し、どのような知見を得たかについて、周知されることを市民は期待している。

そのような点から、報告書については、現在市ホームページ上で公開されている各議員毎の収支報告書の中で確認できるが、より容易に市民がアクセスできる公開方法について検討を求めるものである。

(3) 広報費について

令和2年度から令和4年度までの全支出に対する広報費の割合が8割を超えていた。この時期と比較すると、令和5年度は全支出に対する広報費の割合は減少している。また、議員からの報告によれば、作成された広報紙は手配りや郵送等の方法により配布され、過大な余剰が発生しないよう配慮されている。し

かしながら、依然として広報費が他の支出費目より突出しているため、議員活動が偏重しているような印象を与えかねない。

各会派、各議員の議員活動、議会活動の自由は十分に尊重されなければならない。かかる前提の下、各会派、各議員におかれては、政務活動費の支出の適正性に留意いただくよう求めるものである。

なお、広報紙等印刷製本費において、審査会における審査の中で以下の意見が委員より出た。

①市内経済活性化等の観点から市内業者を利用することが望ましいという意見

②利便性や費用を抑える等といった観点からのネット等を利用した市外業者を利用することが望ましいという意見

各議員それぞれの考えがあるため、審査会においてはどちらが望ましいというものではないが、今後の支出における参考として紹介するものである。

(4) 広聴費について

令和5年度は1会派と2議員の支出があった。新型コロナウイルス感染症により、市民が集まる公聴会の開催は難しい状況であったが、徐々にその影響は改善されていると考える。そのような状況を踏まえ、今後も広聴費の積極的な活用について検討されることを要望する。

5 おわりに

以上、本審査会は、令和5年度分として各会派、各議員より提出された収支・実績報告書を支出項目ごとに支出金額の確認とその適正性を精査し、問題点の指摘及び審査結果としての意見をとりまとめた。

本審査会が過去に改善を求めたことについて、市議会において尊重しつつ、使途基準を遵守されていることから、引続き指摘する様なものは少なく、各会派、各議員の取り組みに敬意を表する。

これからも、「市政の発展」、「議会の活性化」につながるという目的をもって、適正で有効かつ有益な政務活動が積極的に行われることを切に願って、報告の終わりとする。

6 政務活動費審査会 委員名簿

	氏名		備考
会長	井上道夫	有識者委員	令和5年5月17日就任
副会長	松尾忠介	有識者委員	令和5年5月17日就任
委員	廣田久美子	有識者委員	令和5年5月17日就任
委員	末清淳子	公募委員	令和5年5月17日就任
委員	櫻木千津子	公募委員	令和5年5月17日就任
委員	坂口保	公募委員	令和5年5月17日就任

任期：令和7年5月16日まで